

事務所だより

第84号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

起業支援の助成金（新設）

平成二十八年
四月一日より
『生涯現役起業
支援助成金』が
新設されました。
これから起業
しようと準備中
の方や事業を開
始して間もない
事業主の方に対
して、従業員の
雇入れにかかる
費用（※一）の
一部が助成され
ます。
ただし、今回
の助成金の対象
は、事業主や雇
入れの方の年齢
制限や特定創業
支援事業（※二）
であることが受
給要件に含まれ
ています。
受給額と主な
受給要件は、次
のとおりです。

＜受給額＞

起業者の区分	助成率	助成額の上限
起業者が高年齢者 （60歳以上） の場合	2／3	200万円
起業者が上記以外の 者（40歳～59歳） の場合	1／2	150万円

※助成対象となる費用ごとに
上限額があり、その合計額と
なります。

＜主な受給要件＞

受給のための主な要件は、
以下のとおりです。

- ① 起業者が起業した法人ま
たは個人事業の業務に専ら従
事すること
- ② 起業者の起業基準日

（※三）における年齢が四十
歳以上であること

③ 起業基準日から起算して
十一か月以内に「雇用創出等
の措置に係る計画書」を提出
し、都道府県労働局長の認定
（★）を受けていること。

★認定に当たっては、事業の継続性
を確認するため、特定創業支援事業
による支援の対象となっていること
が必要

④ 計画書で定めた計画期間
（十二か月以内）内に、対
象労働者を一定数以上（※四）
新たに雇い入れること

⑤ 支給申請書提出日におい
て、計画期間内に雇い入れた
対象労働者の過半数が離職し
ていないこと

⑥ 起業基準日から起算して
支給申請日までの間における
離職者の数が、計画期間内に
雇い入れた対象労働者の数を
超えていない事業主であるこ
と

⑦ 計画期間の初日から起算
して六か月前の日から支給申
請日までの間（基準期間）に、
解雇など事業主都合により被
保険者を離職させていない事
業主であること

⑧ 支給申請書提出日におけ
る被保険者数の六%を超える

被保険者を、倒産・解雇等に
よる離職理由により、離職さ
せていない事業主であること
⑨ 雇用関係助成金共通の要
件を満たしていること

（※一）

計画期間内の初日から支給
申請日までに支払いを行った
募集・採用や教育訓練に関す
る費用（人件費等は含まれな
い）

（※二）

産業競争力強化法に基づき、
地域における創業の促進を目
的として市区町村が策定する
「創業支援事業計画」の中で、
創業者の経営、財務、人材育
成、販路開拓に関する知識を
全て習得できるよう支援する
事業であって、創業者に対し
て継続的に行われる事業をい
います。

（※三）

法人の場合は法人の設立日、
個人事業の場合は開業届（税
務署に要提出）の開業日

（※四）

六十歳以上の方を二名以上
または四十歳以上の方を二名
以上

アウトソーシングしてみませんか？

《各事業所のニーズに応じてお選びいただけます。》

給与計算代行

毎月の給与や賞与の計算と
付帯業務についてサポート
いたします。

給与計算代行 + 社会保険関係手

給与計算には欠かせない入
退社手続き等の関連手続き
もサポートいたします。

給与計算代行 + 顧問契約

給与計算と各種手続きや労
務相談・指導などトータル
サポートいたします。

お申込み・お問い合わせは、藤田社会保険労務士事務所までご連絡ください。

介護休業給付金の一部変更

八月一日より介護休業給付金の「支給率」や「賃金日額」の上限額が変わりました。

いずれも平成二十八年八月一日以降に開始する介護休業から適用されます。

①支給率の変更

介護休業給付金の月額

Ⅱ 休業開始時の賃金日額×支給日数(三〇日)×六七%

なお、平成二十八年七月三十一日までに開始した介護休業は、これまでどおり四〇%にて支給されます。

②賃金日額の上限額の変更

「四十五歳から五十九歳までの賃金日額の上限額」を適用

Ⅱ 一万五千五百五十円

なお、平成二十八年七月三十一日までに開始した介護休業は、これまでどおり「三〇歳から四十四歳までの賃金日額の上限額」一万四千五百五十円を適用して支給されます。

ただし、平成二十八年八月一日以降に介護休業を開始した方は、支給の対象期間中に賃金の支払がある場合は、支

払われたその賃金の額が「休業開始時の賃金日額」に支給日数をかけた額」に対し、十三%(平成二十八年七月三十一日までに介護休業を開始した方は、四〇%)を超えるときは支給額が減額され、八〇%以上のときは給付金が支給されません。

Q 先日、社会保険資格取得時の本人確認がかわるような内容のチラシをもらいました。変わるところを教えてください。

資格取得時の本人確認

A 平成28年8月31日までの取り扱いは、資格取得届に基礎年金番号が未記入の場合にのみ、記入した住民票上の住所をもとに日本年金機構が住民基本台帳ネットワークシステムへ本人照会を行い、本人確認をしています。確認できなかった場合、資格取得届が返戻され、事業主が氏名、生年月日、住所等本人確認を行います。(確認書類の提出は必要なし)。

平成28年9月1日からは、資格取得届に基礎年金番号を記入している場合についても、日本年金機構が住民票コードを特定し、本人確認を行うこととなります。

そのため、届出の氏名・住所等により一致する住民票コードが特定されなかった場合には、資格取得届が返戻され、事業主あてに住民票上の住所等照会が行われます。なお、その際には短期に留している外国人や日本国外に居住している方は、本人確認用資料の写しを添付することとなります。

基本手当日額の引き下げ

8月1日より雇用保険の基本手当日額や高年齢雇用継続給付の支給限度額が変更になりました。具体的な変更額は、以下のとおりです。

① 基本手当日額の最高額

60歳以上65歳未満	6,714円→6,687円(-27円)
45歳以上60歳未満	7,810円→7,775円(-35円)
30歳以上45歳未満	7,105円→7,075円(-30円)
30歳未満	6,395円→6,370円(-25円)

② 基本手当日額の最低額

1,840円 → 1,832円(-8円)

<参考> 失業期間中に自己の労働による収入がある場合の基本手当の減額の算定に係る控除額

1,287円→1,282円(-5円)

③ 高年齢雇用継続給付の支給限度額

341,015円→339,560円(-1455円)

一〇日

○雇用保険被保険者資格取得届の提出(前月以降に採用した労働者がいる場合)

〔公共職業安定所〕

○労働保険一括有期事業開始届の提出(前月以降に一括有期事業を開始している場合)

〔労働基準監督署〕

八月の労務手続
〔提出先・納付先〕



編集後記

暑中お見舞い申し上げます。今年から八月十一日は「山の日」として祝日になりました。

この機会に連休を取って余暇を楽しむ方もいらっしゃるのでしょうか。どうぞ体調を崩されませんようお過ごしください。

(きん)

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504

TEL・FAX 075-611-5300

e-mail
k-fujita@k-fujita-sr.com

URL http://k-fujita-sr.com

三十一日
○健保・厚年保険料の納付
〔郵便局または銀行〕
○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
〔年金事務所〕
○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
〔公共職業安定所〕
○外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者ではない労働者)
〔公共職業安定所〕